

令和元年度第4回日野市公契約審議会議事概要

開催日時場所	令和2年2月27日（木） 午後6時30分～午後8時00分 日野市役所4階 庁議室
出席委員	会 長： 西浦 定継（学識経験者 / 明星大学理工学部教授） 副会長： 小池 孝範（学識経験者 / 弁護士法人 ENISHI） 委 員： 佐藤 博司（事業者団体関係者 / 日野市商工会建設業部会部会長） 委 員： 亀山 孝一（事業者団体関係者 / 日野市商工会理事） 委 員： 田辺 真樹 （労働者団体関係者 / 全建総連東京都連日野地区協議会） 委 員： 伊羅胡 和哉 （労働者団体関係者 / 連合三多摩ブロック地域協議会南多摩地区協議会）
【次第】 1. 開会 2. 議事 （1）労働報酬下限額（工事）の設定について （2）委託の対象業種について （3）答申文について （4）委託の積算の考え方について （5）条例改正について （6）その他 3. 閉会	
2. 議事 （1）労働報酬下限額（工事）の設定について	
事務局	・ 令和2年2月14日に国土交通省が公表した「令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価」について説明。
委 員	・ 令和元年度の労働報酬下限額について審議した際に、労働者側としては公共工事設計労務単価の90%を希望していたが、結論として労務単価の85%となった。国から公表された労務単価は最高値を更新して上昇している。令和2年度に90%に引き上げた場合、時給換算で200円程度の引き上げとなり、引き上げ幅が大きすぎるように感じる。 ・ 令和2年度の下限額を令和元年度と同じ労務単価の85%とした場合、基準となる労務単価が上昇していることから、主要職種の時給換算で概ね30円から40円の引き上げとなる。それであれば最低賃金の引き上げとほぼ相違ないと考えることもできる。 ・ 令和2年度についても、公共工事設計労務単価の85%を維持するということではいかがか。 → 異議なし

(2) 委託の対象業種について	
事務局	・第3回審議会において委託の対象業種を「子育て支援」「廃棄物収集・運搬・処理」「学校給食」と決定したが、この表現で条例・規則の対象とすべき業務を過不足なく拾い、運用できるか確認をお願いしたい。
委員	・廃棄物について、対象とする業務が収集運搬の他、選別や再資源化などの業務が主になるのであれば、「処理」の代わりに「再資源化等」という言葉で表した方が分かりやすいと思う。 ・「子育て支援」については、今のままでよいと思う。現在対象として考えていない業務が今後対象となることも考えられるので、「学童」等具体的な業務の名称を使わず、幅広い対象を網羅できるようにしておいた方がよい。
事務局	・子育て支援関連業務について、新たに発生した業務や、対象とすべきか判断に迷う案件が出てきた時は、システム改修、施設管理などは対象とせず、直接子どもを預かったり、子どもに接するような業務については対象とするという考え方を基準に判断することによりよい。
委員	・基本的にはその考え方でよいと思う。今後どのような業務が検討に挙がるか現時点ではわからないが、子育て支援業務でも医療の意味合いが強いものなどは対象としない可能性もあると思う。学童保育を民間委託とする場合などは、対象として検討してもらいたい。対象とするかどうかについては主管課にも考えてもらったほうがよい。
事務局	・新たに発生した業務や、対象とすべきか判断に迷う案件が出てきた時は、事前に審議会で意見を伺うこととしたい。
(3) 答申文案について	
委員	・異議なし
(4) 委託の積算の考え方について	
事務局	・昭和61年4月17日労働省告示第37号「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区別に関する基準」について説明。
委員	・公契約条例を制定している他の自治体でも、何を基準に委託の積算を行うかについては苦労している。多くの自治体では、現在委託している業務に外から安い金額で入札する業者が現れて、ダンピング受注が発生するということを防ぎたいという意味で、適正な積算ということを考えている。 ・日野市で公契約条例の対象としようとしている委託業務は特命随契のものが多く、実績ある業者が多いので、それまでの実績を考慮し、前年金額からの変動についてヒアリングを行ったり、事業主管課と契約担当課で情報共有を

委 員	するなどして適正かどうかを判断するしかないのでは。 ・ 特に労務費の積算が極端に低すぎる場合などは、考え方をヒアリングすべき。例えば学校給食の場合、調理師に対し調理補助の人数が多くなれば積算が下がる。市のこれまでの実績の中で、その業務にどういう人がどのくらい必要かということがある程度わかると思うので、実績を比較対象として運用していくしかないのでは。
委 員	・ 委託を実際に受けてもらう業者への公契約条例の制度説明が必要になるが、事業主管課にも発注前によく説明し、契約担当課との情報共有を徹底していかないと、受けてもらった業者から「そんな話だと思わなかった」と言われるようなズレが生じかねない。ヒアリングの前段として、庁内の意思疎通を徹底してほしい。
委 員	・ 委託の請負では業者が考えているものに近い金額が予定価格として出てくるかもしれないが、建設工事の場合、積算基準があってそれに則って金額を決めたとしても、現場を見たらアスベストやコンクリートガラなど全く想定していなかったものが出てくることがある。その際に生じる金額の差をどうするのか、不公平感を感じるころでもある。工事においても、積算の根拠があるからこそ、現地を見て現状に即した適正な積算をしてもらいたい。
委 員	・ 委託の場合は複数業者から見積を徴取して予定価格を決定すると思う。皆が大体同じ価格で見積を出せばそれが実勢価格であろうと判断できるが、大きな差が出ることもありうる。設備が整っていれば人数をかけなくてもできる仕事もあるし、会社の大小によっても積算は変わる。単に金額が違うから実勢に合っていないとは言えない。そのあたりのことも考慮する必要がある。 ・ また、参考見積と入札時の見積が変わることは多々ある。入札額には受注意欲や企業努力などが反映されるが、参考見積の際にはそのようなことは考慮しない。参考見積として出された見積額が本当に適正な額であるのか判断が必要で、業者の見積に 100%委ねるのは危険である。その判断ができるように、審議会でヒアリングの項目を決めたほうがよい。
事務局	・ 積算の考え方は、複数見積の比較、前年度実績との比較、見積内訳のヒアリングの徹底を行うということで整理させていただく。 ・ ヒアリングの項目や、事業者説明会の内容については、改めて審議会でご審議いただきたい。
(5) 条例改正について	
事務局	・ 公契約条例の条文中「臨時職員の賃金単価」という文言を「会計年度任用職員の給与」に変更する条例改正を行う。

委 員	・法改正への対応という趣旨で文言を置き換えることはよいと思うが、会計年度任用職員の制度には「同一労働同一賃金」という考え方があり、労働報酬下限額の算定にどのように加味していくか、もう一度精査しないとイケない。臨時職員の賃金と違い、会計年度任用職員の給与が正規職員の給与体系に近いものになるのであれば、労働報酬下限額を決めるための参考値にならなくなる可能性がある。
委 員	・条例には会計年度任用職員の給与等を基準として決めるとは書いておらず、勘案することとなっているので、問題ないのでは。
(6) その他：労務台帳の提出について	
事務局	・これまでの審議会で、現在「適用対象契約に係る賃金等を最初に支払った月の翌月 10 日まで」と「最後に支払った月の翌月 10 日まで」の 2 回となっている労務台帳の提出時期について、支払った月の翌月 10 日では無理があるのではないかとのご意見があった。 ・また、履行期間の初期に台帳を提出してもらっても、現場があまり動いておらず得られるデータが少ないので、提出時期を後ろにずらしてはどうかのご意見があった。
委 員	・いくつかの下請業者が入っている工事の場合、会社によって賃金の締め日や支払日が異なるため、支払日を基準にすると基準が明確でなくなり、イレギュラーも多くなる。報告対象期間を基準にして、その翌々月 10 日または月末とすれば、無理なく提出できるのでは。
委 員	・報告対象期間を決められても、実際に賃金が支払われていないと台帳として提出できない。賃金の支払日を基準にしないと正しい台帳が出てこないのでは。
委 員	・ある自治体では、履行期間の中間日が属する月までの分を、履行期間の中間日が属する月の翌々月 10 日までに、最終は履行期限の翌々月の 10 日までに提出することとなっている。それであれば、当該月の賃金が末締めで翌 10 日から月末頃までに支払い、その分の台帳を翌々月に提出することとなる。翌々月末とすれば、だいたいの工事で無理なく提出できるのでは。 ・また、履行期間の中間に提出してもらおうほうがよいというのは、皆同じ意見のようなので、1 回目を「履行期間の中間日が属する月の翌々月の末日までに提出」2 回目を「履行期限の翌々月の末日までに提出」ということでよいのでは。 → 異議なし

委 員	・工期の長さを考慮しなくてよい。工期が２年間の場合、初回の提出が履行開始から１年後となるがそれでよい。 → 異議なし
委 員	・今回提出があった労務台帳では、ほとんどの労働者が特殊作業員と普通作業員である。アスファルト舗装をした人がいるのであれば、その人はどういう職種の人だったのか、台帳にでてくるのが普通作業員ばかりとなると、職種の仕分けが問題となる。今後注視していきたい。